

発議第1号

ロシア連邦によるウクライナ共和国への軍事侵攻に対する決議について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年3月7日

野田市議会議長 平井 正一 様

提出者 野田市議会議員 深津 憲一

賛成者 野田市議会議員 竹内 美穂

同 石原 義雄

同 内田 陽一

同 星野 幸治

同 小室美枝子

同 栗原 基起

同 谷口 早苗

同 池田 利秋

ロシア連邦によるウクライナ共和国への軍事侵攻に対する決議（案）

我が国は、これまでウクライナの民主主義の回復と安定化を図るため支援をしてきた。そのような中、ロシア軍は2月24日、ウクライナへの侵攻を開始した。これは、力による一方的な現状変更への試みであり、一般市民を巻き込む多くの死傷者を生むとともに、ウクライナの主権を侵害する明白な国際法違反である。

このような行為は、欧州地域のみならず国際社会全体の平和と安定を著しく損なうものであり、また、核兵器の使用も辞さない姿勢を表明することは、世界全体の安定をも脅かす許しがたい暴挙であり、断じて許されず、厳しく非難する。

よって、本市議会は、ロシア軍によるウクライナへの侵攻に対し、強く抗議するとともに、軍の即時撤退と国際法の遵守を強く求める。また、政府においては在留邦人の安全確保に努めるとともに、関係各国及び国際社会との連携のもと、厳格かつ適正な対応を講じられるよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年 月 日

野田市議会

発議第2号

敵基地攻撃能力保有の検討を撤回するよう求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年3月8日

野田市議会議長 平井 正一 様

提出者 野田市議会議員 星野 幸治

賛成者 野田市議会議員 小室美枝子

同 長 勝則

敵基地攻撃能力保有の検討を撤回するよう求める意見書（案）

岸田首相は、昨年 12 月 6 日の所信表明演説で歴代首相として初めて、敵基地攻撃能力保有の検討を表明した。これは、相手国の領土・領域に乗り込み、地下施設も含めた全てのミサイル基地を察知して攻撃し、完全に破壊するというものである。そうなれば、相手国からの反撃・報復を呼ぶことになり、全面戦争へと発展しかねない極めて危険な道である。

岸田首相はこの構想のため、2021 年度補正予算と 2022 年度予算案を一体化した 16 か月予算に長距離巡行ミサイルの貯蔵・配備、ステルス戦闘機 F 35 の配備、護衛艦いずもの空母化改修など、総額 6 兆円を超える防衛力強化加速パッケージ費用（軍事費）を盛り込んでいる。さらに、今後も年間 6 兆円台の予算を確保するため、今年末改定予定の中期防衛力整備計画で、5 年間の総額を 30 兆円台にするよう調整中とも報じられている。

これは、日本が際限のない軍備増強へのアクセルを踏み込むものであり、周辺国からの疑念や不信を広げ、アジア周辺地域での不必要な緊張をつくり出す危険性がある。何より戦争放棄を定めた日本国憲法からの重大な逸脱であり、容認できるものではない。

軍拡競争で破滅の道を進むのではなく、誇るべき憲法第 9 条を持つ国として、対話による平和外交に徹することこそ日本の進むべき道である。

よって、本市議会は国に対し、敵基地攻撃能力保有の検討を撤回するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 月 日

野田市議会議長

内閣総理大臣 宛て

発議第3号

野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年3月24日

野田市議会議長 平井 正一 様

提出者 議会運営委員会委員長 古橋 敏夫

野田市条例第 号

野田市議会委員会条例の一部を改正する条例

野田市議会委員会条例（昭和52年野田市条例第29号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項第3号中「保健福祉部、児童家庭部」を「福祉部、健康子ども部」に改める。
附則に次の1項を加える。

（常任委員会の所管の特例）

- 4 当分の間、第2条第2項の規定にかかわらず、広報に関する事項については総務委員会の、観光及び魅力発信に関する事項については環境経済委員会の所管とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴い、常任委員会の所管に関する規定を整備しようとするものである。

野田市議会委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市議会委員会条例（昭和52年野田市条例第29号）

改 正 案	現 行
<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 文教福祉委員会 7人 <u>福祉部、健康子ども部及び教育委員会</u> の所管に属する事項</p> <p>(4) (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(常任委員会の所管の特例)</u></p> <p>4 <u>当分の間、第2条第2項の規定にかかわらず、広報に関する事項については総務委員会の、観光及び魅力発信に関する事項については環境経済委員会の所管とする。</u></p>	<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 文教福祉委員会 7人 <u>保健福祉部、児童家庭部及び教育委員会</u> の所管に属する事項</p> <p>(4) (略)</p> <p>附 則</p>